

令和 6 年 6 月 16 日現在

機関番号：32619

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13761

研究課題名（和文）里親委託児童の独立自活・自立問題に関する研究 里親制度と養育内容の変遷に着眼して

研究課題名（英文）Independence Issues for Foster Children: Focusing on the History of the Foster Care System and Fostering Method

研究代表者

田中 友佳子（Tanaka, Yukako）

芝浦工業大学・システム理工学部・准教授

研究者番号：70707174

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、戦後から高度経済成長期までと、1990年代から現在までを対象時期とし、主に保護受託者制度とアフターケア施設に焦点を当て、里子の独立自活・自立をめぐる問題の変遷を検討した。その結果、保護受託者の登録理由、委託児童に対する職業指導の特徴、高度経済成長期に保護受託者制度の登録・委託が急減し、廃止に至る理由を明らかにした。保護受託者制度の衰退と同時期に現れた民間のアフターケア施設は、地域に根差すグループホームであった。2000年代半ば以降、自立援助ホームが国の児童家庭福祉施策に位置付けられたものの、アフターケア施設が懸念してきたインケアとアフターケアの縦割りは現存していることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで明らかにされてこなかった保護受託者制度とアフターケア施設について焦点を当て、里子を始めとする社会的養護の子どもの「出口」問題への対応と課題を歴史的に明らかにしたという点で、学術的意義を持つ。昨今「社会的養育」の急速な推進が図られており、これまで社会的養護の子どもの「出口」対策に役割を果たしてきた制度や団体に目を向けることは急務である。保護受託者やアフターケア施設の担った役割と課題を明らかにすることで、現代の子どもの状況に合った制度や実践を構築するための示唆を得ることができたと考える。

研究成果の概要（英文）：This study focused mainly on Hogojutakusha (vocational parent) system and aftercare homes, and examined changes in issues related to the independence of foster children from the postwar to the period of high economic growth, and from the 1990s to the present. As a result, this study clarified the reasons for the registration of Hogojutakusha, the characteristics of vocational guidance, and the reasons for the sharp decline in the registration and entrustment of the Hogojutakusha system and its abolition during the period of rapid economic growth. The private aftercare home that appeared around the same time as the decline of the Hogojutakusha system were community-based group homes. This study pointed out that although Jiritu Enjo Home (self-reliance support homes for children) have been positioned as a national child and family welfare policy since the mid-2000s, the vertical division between in-care and aftercare that the aftercare home have been concerned about still exists.

研究分野：社会福祉史、教育史

キーワード：社会的養護 アフターケア 保護受託者 自立援助ホーム

1. 研究開始当初の背景

近年の社会的養護の急激な変化とともに、児童福祉学・家族社会学の分野において里親制度に関する研究は急増している。しかしながら、委託児童の措置解除前後、すなわち里親制度の「出口」に関する研究は多いとはいえない。里親制度は1947(昭和22)年12月「児童福祉法」制定により開始されたものの、制度の具体的内容を記した「家庭養育運営要綱」には、里親家庭の役割として独立自活の後押しや自立支援は明示されていなかった。すなわち里親とは「児童を一時的又は継続的に自己の家庭内に預かり養育することを希望するもの」と定められているのみであった。しかし、里親委託の「出口」をめぐる問題、すなわち独立自活・自立の達成とその方法に関しては、里親制度が創設されてまもない1950年代初めからすでに認識されており、制度上の規定と違い、里親自身はこれに対処しなければならなかった。このように、制度開設当時から「出口」の問題は存在しており、こうした問題を解決するために、いかなる制度が作られてきたのか、どのような団体や人々が里子たちに働きかけ、社会に送り出してきたのかについては明らかではない。これまで戦後の里子の自立に関する歴史研究は断片的なものに限られ、ほとんど行われてこなかった。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、「児童福祉法」が制定された連合国軍占領期から高度経済成長期までと、少子化や児童虐待などの問題が出現し抜本的な「児童福祉法」改正が行われはじめる1990年代から現在までを対象時期とし、里子の独立自活・自立をめぐる問題の変遷を解明することを目的とした。里子の独立自活の後押しや自立支援が里親の自明な役割となった経緯を探ることとした。また、里親以外にも里子の独立自活・自立のための活動を行った児童福祉施設なども対象としながら、里子がいかなるネットワークの中で独立自活や自立を果たそうとしたかを明らかにしようとした。

3. 研究の方法

以上をふまえ、本研究の課題として〔課題1〕委託児童の独立自活・自立に関する制度の成立展開過程の解明と、〔課題2〕里親の養育内容(専門知と実践)の解明を、2つの時期について行うこととした。

(1) 時期A 戦後里親制度創設と委託児童の独立自活問題の出現期

課題1 委託児童の独立自活に関する問題の出現と保護受託者制度の成立展開過程

まずは、「児童福祉法」制定後、里親家庭における独立自活の問題がいかに現れたかを里親会や児童相談所などの発行物、新聞等の史料から明らかにするとともに、解決策の一つとして「児童福祉法」第5次改正で新設された保護受託者制度の成立と展開について明らかにすることとした。「児童福祉法」改正や、制度新設に伴い厚生省が通知した「保護受託者制度の運営に関する件」「保護受託者制度の普及徹底について」の策定過程における中央児童福祉審議会等の議論の内容と、後の制度不振への対応などを分析し、制度の変遷を明らかにする。

課題2 専門知の流入と里親自身による委託児童の独立自活問題への対応

本研究では、制度化に伴い里親養育に関する専門知がいかに流入したかも具体的に明らかにする。実際に委託児童を養育した里親や里親会の実践に焦点を当て、委託児童の独立自活に向けた里親の取り組みについて明らかにする。「特殊児童」などに関する研究をさらに進め、保護受託者制度の実態についても解明する。

(2) 時期B「児童福祉法」改正と里親制度の抜本的見直し期

課題1「児童福祉法」改正前後の法制度の変遷と里親役割に関する議論

1997(平成9)年に「児童福祉法」の抜本的改正が行われ、自立支援が里親や児童福祉施設の役割として定められた。里親が自立支援を担うことは、1990年代には当然視されておらず、段階を追ってその役割が制度化されていったと考えられる。本研究では、中央児童福祉審議会・社会保障審議会児童部会の議事録などを用いてこの過程を追うことにより、里親役割に関する規程がいかに変化していったのかを明らかにする。

課題2 自立支援の意識化と里親養育の変化

里親研修や里親大会などを通じて里親役割の変化がいかに啓蒙されたのか、さらに里親自身はこれをどのように受け止めたのかを、配布資料などをもとに明らかにする。また、これまでに半構造化インタビューを里親会での活動を行う里親に対して2度行ってきたが、今後もインタビュー調査を継続して行う。また、里親サロンや座談会に参加させていただき、委託措置解除に際して里親がどのような不安や課題を抱えているのか、いかなる対応をされているのかを把握することとした。

4. 研究成果

(1) 時期 A 戦後里親制度創設と委託児童の独立自活問題の出現期

課題1 委託児童の独立自活に関する問題の出現と保護受託者制度の成立展開過程

課題2 専門知の流入と里親自身による委託児童の独立自活問題への対応

保護受託者制度に関して明らかになったことを記す。保護受託者制度とは、保護を要する年長児童の「アフターケア」を目的として、1951（昭和26）年「児童福祉法」改正時に定められた制度である。保護受託者は通称「職親」と呼ばれ、委託児童と同居したり、養護施設や里親の元から通わせ、独立自活に必要な職業指導を行った。厚生省児童局（1962）「保護受託者及び委託児童調査」『里親及び委託児童調査・保護受託者及び委託児童調査結果報告（昭和36年10月1日現在）』によれば、保護受託者制度の成立当初、自らの戦争体験や復興への希望から社会福祉に力を貸したいと考えたり、自らの境遇と重ね合わせて子どもに同情したりして登録を希望する者が、申請動機の半数以上を占めていた。その一方で、「自己の技術を特に普及指導したいため」や「事業の後継者にしたいため」という保護受託者の家業存続に関わる理由も一定数いた。保護受託者制度の導入直後には、保護受託者の登録者数は2,500人を超えたものの、その後10年余りで制度の利用は急減し、その後ほとんど制度は使われないまま、2004（平成16）年に廃止されるに至った。なぜ委託者が急減したのかについては、保護受託者の養育・教育の特徴が関係している。保護受託者は、委託児童に直接指導するのが良いとされ、多くは委託児と同居しながら職業指導を行った。すなわち保護受託者は、委託児童の仕事や生活の様子を見ながら個性や特質を把握し、食事や洗濯などの世話を通じて安定的な就労へと導くことができたといえる。もちろん、全ての保護受託者がこのような支援を行ったわけではなく、また職場における委託児童への暴力があったことは史料から窺える。このように委託児童の近くで職業指導を行うことが求められたため、保護受託者は中小規模事業所の経営者などに限られた。高度経済成長期に入ると、なるべく大きな企業で福利厚生や資格の習得も可能なところに就職したいという委託児童のニーズや労働環境の変化に、保護受託者制度は対応できなかったといえる。そして何より、保護受託者の経済的負担の大きさも課題であったが、問題は放置され、里子をはじめ要保護児童の「出口」の問題は長く制度的な進展を見ることがなかったことを指摘した。

(2) 時期 B 「児童福祉法」改正と里親制度の抜本的見直し期

課題1 「児童福祉法」改正前後の法制度の変遷と里親役割に関する議論

課題2 自立支援の意識化と里親養育の変化

保護受託者制度は2004（平成16）年「児童福祉法」改正により廃止されることとなった。保護受託者制度が廃止された後、社会的養護においては「職業指導里親」が新設された。「里親が行う養育に関する最低基準」には 職業指導里親は児童の労働力の搾取を目的として職業指導を行ってはならず、委託期間は原則1年以内と記されている。しかし、わずか5年後の2009（平成21）年「児童福祉法」改正により「職業指導里親」も廃止された。このように、社会的養護の制度としては受け継がれなかったものの、「職親」と同居したり通わせたりして支援する方法は、「知的障害者福祉法」に基づく精神保健職親制度や、精神障害者社会適応訓練事業、日本財団による職親（しょくしん）プロジェクトなどに引き継がれた。また、地方自治体などで、社会的養護の「職親」を実施しているところも出てきており、今後、「出口」支援に特化した里親制度ができる可能性が考えられる。

保護受託者制度が衰退していった時期に現れたのが、民間によるアフターケア施設である。本研究では、当初の計画には無かったものの、里子をはじめ社会的養護の子どもの「出口」を支援してきたアフターケア施設の調査を行う機会をいただいた。アフターケア施設の中には、既存の制度をもとにできた施設ではなく、市民によって設立され、長らく寄付金やボランティアにより運営されてきたものがある。このうち、本研究では、憩いの家と青少年福祉センターを対象とした。自主的な活動が行われてきた一方で、1984（昭和59）年には東京都で「自立援助ホーム」制度が作られ、予算増額と制度化を要望してきたアフターケア施設にとっては、大きな前進となった。しかし、就学児童は養護施設でインケアを行い、就労児童は退所して自立援助ホームでアフターケアを行うという縦割りが固定化されてしまう恐れがあり、制度化されることで新たな懸念が生じたことを指摘した。2006（平成18）年に「児童福祉法」が改正され、自立援助ホームは国の児童家庭福祉施策に位置づけられることとなった。しかし、憩いの家の精神的支柱であり創設期から活動を行った広岡知彦氏の懸念していたアフターケアとインケアの縦割りについては、現在も就労したら退所させる傾向にあり、また原則として就学児童に対してのみ措置延長を行う自治体も多い。非正規雇用が増加し、就労が不安定となっている現在、児童養育施設の子どものインケアから就労後までの継続的な支援、すなわち「アフターケアのインケア化」が求められる。

以上が、本研究で明らかになったことの概要であるが、(2)の時期について「児童福祉法」改正前後の法制度の変遷や議論については、明らかにすることができなかった。今後の課題としたい。また、戦後から現在までの独立自活・自立をめぐる実践や言説は本研究でいくつか明らかになったところであるが、今後は大きな分析軸を設けて整理したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 田中友佳子	4. 巻 63
2. 論文標題 保護受託者(職親)によるアフターケアの役割と課題：戦後から高度経済成長期,低成長期に至る保護受託者制度の変遷と実践に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会福祉学	6. 最初と最後の頁 14-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Yukako Tanaka, Mariko Omori	4. 巻 59
2. 論文標題 History of aftercare for dependent children in Japan between the 1950s and 1970s: the expectations and limitations of the vocational parent (Shoku-oya, Hogojutakusha) system	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Paedagogica Historica	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田中友佳子	4. 巻 61(3)
2. 論文標題 戦後千葉県における特殊里親部落の養育実践 「特殊児童」問題に里親制度が果たした役割と限界	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会福祉学	6. 最初と最後の頁 40-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田中友佳子	4. 巻 18
2. 論文標題 大久保満彦による「治療的里親家庭」の提唱 1950~60年代里親家庭に期待された役割と理論的背景	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育基礎学研究	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 田中友佳子
2. 発表標題 養護施設退所児童の自立をどうするか？ 1950～80年代日本のアフターケアの実践と課題
3. 学会等名 韓国社会福祉歴史学会第15回秋季大会（言語：韓国語）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yukako Tanaka, Mariko Omori
2. 発表標題 Independence of dependent children : The job-parent (Shokuoya, Hogojutakusha) system in Japan after the Second World War
3. 学会等名 International Standing Conference for the History of Education (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田中友佳子
2. 発表標題 保護受託者による要保護児童のアフターケア 1950～70年代「職親」に期待された役割と制約
3. 学会等名 日本社会福祉学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------